

令和5年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

3. 適正処理の推進

(3) 災害廃棄物の処理 [災害廃棄物処理計画参照]

① 研修等を通じた災害廃棄物処理計画の実効性向上

(1) 事業目的

災害廃棄物の円滑な処理に向けて、災害廃棄物の処理主体である市町村が作成する災害廃棄物処理計画の実効性を高めていく必要があります。

このため、助言及び研修による実効性の向上を図ります。

(2) 取組状況

災害廃棄物処理計画には災害廃棄物の処理に必要な様々な事項が記載されていますが、発災後2週間以内の初動期の対応能力を高めるため、初動対応についてより具体的な手順を示した「災害廃棄物処理に係る初動対応マニュアル」を作成しました。このマニュアルをもとに、県、市町村及び一部事務組合の職員を対象とした仮置場の設営・運営に係る訓練を実施し、発災時の速やかな仮置場の開設、運営について理解を深めるとともに、市町村の知識向上及び関係機関との連携強化を図りました。

訓練を通じて災害廃棄物処理に関する担当者の知見を深めること等により、県内における災害廃棄物処理計画策定済の市町村は令和4年3月末時点では14市町でしたが、令和5年3月末時点では16市町まで増えています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-6563